

平成 年度 軽自動車税減免申請書（構造によるもの用）

平成 年 月 日

郡上市長 様

申請者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	⑩
	電話	

郡上市税条例第90条第3項及び郡上市税の減免取扱要綱第6条第3項の規定により、次のとおり軽自動車税の減免を申請します。

定置場所	郡上市		
申請事由			
所有者の住所 (所在地)			
所有者の氏名 (名称)			
車いす利用者の住所			
車いす利用者の氏名			
車いす利用者の生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日生	申請者との続柄
車減免を受けようとする軽自動車	軽自動車等の種別		車両番号又は標識番号
		原付自転車 50CC 以下	車 名
		原付自転車 51～90CC	
		原付自転車 91～125CC	車台番号
		原付自転車（ミニカー）	
		軽二輪 126～250CC	用 途
		軽三輪	
		四輪乗用	車体の形状
		四輪貨物	
		小型特殊（農耕作業用）	
	小型特殊（その他のもの）	総排気量	
	小型二輪 251CC 以上		CC
特別仕様又は構造変更の明細			

○添付書類

- 所有者が個人の場合 ・「車いす」を利用する必要があることを明らかにする書類として次のいずれか
  - ① 医師の診断書（様式第7号の2）
  - ② 介護サービス費（車いす貸与）の領収書
  - ③ 補装具費（車いす）支給決定通知書（市町村が交付したもの）
  - ④ その他（例えば、車いす購入に係る領収書）
- 所有者が法人又は個人（事業用）の場合 ・定款、寄付行為等 ・使用計画書（様式第7号の3 必要な場合）
  - ・自動車検査証
  - ・写真等（身体障害者輸送車のみ必要）

※所有者が法人であっても、「車いす利用者」が特定の方である場合には、所有者が個人である場合と同様に氏名等の記載及び添付書類が必要となります。

※定款、寄付行為等で車いす移動車等が身体障がい者等のために使用されていることが確認できない場合は、使用計画書（様式第7号の3）の添付が必要となります。

○減免対象範囲

- ・減免を認める軽自動車は、車いす利用者1人について1台に限ります。ただし、事業等に使用されるものにあつてはこの限りではありません。
- ・身体障害者手帳等による減免制度の適用を受けている身体障がい者等を車いす利用者として減免申請した場合は、車いす移動車に対する減免の適用はありません。

受付印	減 免 の 可 否	減 免 額
	減免可 ・ 減免否	円

平成 21 年度 軽自動車税減免申請書（構造によるもの用）

記載例

平成 21 年 4 月 20 日

郡上市長 様

申請者	住所 (所在地)	郡上市八幡町島谷 2 2 8 番地	納税義務者（軽自動車車両の所有者） を記載してください。
	氏名 (名称)	郡上 太郎	
	電話	0 5 7 5 - 6 7 - 1 1 2 2	

郡上市税条例第 90 条第 3 項及び郡上市税の減免取扱要綱第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり軽自動車税の減免を申請します。

定置場所	郡上市八幡町島谷 2 2 8 番地		
申請事由	軽自動車の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するものであり、妻の送迎のため利用しているため。		
所有者の住所 (所在地)	郡上市八幡町島谷 2 2 8 番地		
所有者の氏名 (名称)	郡上 太郎		
車いす利用者の住所	郡上市八幡町島谷 2 2 8 番地		
車いす利用者の氏名	郡上 花子		
車いす利用者の生年月日	明治・大正 昭和・平成	34 年 2 月 4 日生	申請者との続柄 妻
車減免を受けようとする軽自動車印	軽自動車等の種別		車両番号又は標識番号
	○	原付自転車 50CC 以下	岐阜 8 0 あ 1 2 3 4
		原付自転車 51~90CC	車名
		原付自転車 91~125CC	スズキ
		原付自転車（ミニカー）	車台番号
		軽二輪 126~250CC	U62V-1234567
		軽三輪	用途
	○	四輪乗用	特殊
		四輪貨物	車体の形状
		小型特殊（農耕作業用）	車いす移動車
	小型特殊（その他のもの）	総排気量	
	小型二輪 251CC 以上	6 5 0 CC	
特別仕様又は構造変更の明細		車枠及び車体、緩衝装置の改造	

○添付書類

1. 所有者が個人の自動車検査証の記述を転記してを明らかにする書類として次のいずれか  
 2) の領収書  
 通知書（市町村が交付したもの）

④ その他（例えば、車いす購入に係る領収書）

- ・自動車検査証
- ・写真等（身体障害者輸送車のみ必要）

2. 所有者が法人又は個人（事業用）の場合
- ・定款、寄付行為等
  - ・使用計画書（様式第 7 号の 3 必要な場合）
  - ・自動車検査証
  - ・写真等（身体障害者輸送車のみ必要）

※所有者が法人であっても、「車いす利用者」が特定の方である場合には、所有者が個人である場合と同様に氏名等の記載及び添付書類が必要となります。

※定款、寄付行為等で車いす移動車等が身体障がい者等のために使用されていることが確認できない場合は、使用計画書（様式第 7 号の 3）の添付が必要となります。

○減免対象範囲

- ・減免を認める軽自動車は、車いす利用者 1 人について 1 台に限ります。ただし、事業等に使用されるものにあつてはこの限りではありません。
- ・身体障害者手帳等による減免制度の適用を受けている身体障がい者等を車いす利用者として減免申請した場合は、車いす移動車に対する減免の適用はありません。

受付印	減免の可否	減免額
	減免可 ・ 減免否	円